

平成 24 年 2 月 6 日

株 主 各 位

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地
フタバ産業株式会社
代表取締役社長 三 島 康 博

株主代表訴訟に関する公告

当社株主から、当社取締役及び元取締役ならびに監査役及び元監査役計 21 名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が、名古屋地方裁判所岡崎支部(平成 23 年(ワ)第 1285 号)に提起され、当社は平成 24 年 1 月 27 日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第 849 条第 4 項の規定により、公告いたします。

記

1. 訴訟告知人(原告株主)

岡垣 友輔

2. 訴訟対象者(被告)

当社取締役 花井徹生、北川淳治、高倉昭博

当社元取締役 小塚逸夫、市川康夫、寺田武久、伊藤舜朗、高坂修、
佐藤典秀、中村紘一、竹内征洋、富田正夫(故人)

当社監査役 七原直久、本村博志

当社元監査役 佐川忠明、藤岡高弘、江島誠、今枝稔、青木勇作、伊奈功一、
田村幸雄

合計 21 名

3. 訴えの概要

当該訴えは、

(1) 平成 20 年 12 月 25 日及び同 21 年 5 月 29 日になされた同 16 年 3 月期ないし同 21 年 3 月期第 1 四半期の有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書に関する一部訂正

及び、

(2) 当時の持分法適用会社であった株式会社ビジネスデザイン研究所に対する不適切な金融支援等

により発生した損害につき、当時の取締役および監査役であった者(以下、「取締役等」といいます。)に任務懈怠があったとして、訴訟対象者(被告)21 名に対し、全部又は一部につき連帯して、総額金 30 億 6,669 万 9,998 円を賠償することを請求するものであります。

4. 提訴年月日

平成 23 年 11 月 15 日

以上